

1

# 外国人労働者の雇入れ・離職の際には その氏名、在留資格などについて ハローワークへの届出が必要です

## 事業主の外国人雇用状況の届出義務

雇用対策法（平成19年10月1日施行）に基づき、外国人を雇用する事業主には、外国人労働者の雇入れおよび離職の際に、その氏名、在留資格などについて、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。ハローワークでは、届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主の方への助言や指導、離職した外国人への再就職支援を行います。

### 雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）抜粋

（外国人雇用状況の届出等）

#### 第二十八条（抄）

事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合またはその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名、在留資格、在留期間その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

### ●届出の対象となる外国人の範囲

日本の国籍を有しない方で、在留資格「外交」「公用」以外の方が届出の対象となります。また、「特別永住者」は届出の対象にはなりません。

### ●届出の方法について

外国人雇用状況の届出方法については、該当する外国人が雇用保険の被保険者か否かによって、使用する様式や届出先、届出期限が異なります。

#### ①雇用保険の被保険者となる外国人の場合

→P.3～P.4をご確認ください。

#### ②雇用保険の被保険者でない外国人の場合

→P.5をご確認ください。

インターネット上でキーワード「外国人雇用状況届出システム」で検索できるほか、  
・ハローワークインターネットサービス・大卒等就職情報WEB提供サービス・しごと情報ネット  
のホームページからもリンクしています。

このバナーが目印です



※これまでに「様式第3号」の届出用紙により、一度でもハローワークに届出を行ったことのある事業主の方は、  
インターネット上からユーザーID及びパスワードを取得することはできません。お手数ですが、様式第3号を届け  
出したハローワークまでお問合せください。

### ●届出事項の確認方法について

外国人雇用状況の届出に際しては、外国人労働者の在留カードまたは旅券（パスポート）などの提示を求め、届け出る事項を確認してください。→P.6をご確認ください。

# ①の1 雇用保険の被保険者となる外国人の場合

(雇用保険被保険者資格取得届)

●届出事項	①氏名 ②在留資格 ③在留期間 ④生年月日 ⑤性別 ⑥国籍・地域 ⑦資格外活動許可の有無 ⑧雇入れに係る事業所の名称および所在地など、取得届に記載が必要な事項
●届出方法	雇用保険被保険者資格取得届の「18.備考欄」に以下を記載することで、外国人雇用状況も届け出ることができます。 ①在留資格 ②在留期間 ③国籍・地域 ④資格外活動許可の有無
●届出先	雇用保険の適用を受けている事業所を管轄するハローワーク（公共職業安定所）に届け出でください。 (雇用保険取得届を届け出るハローワークと同様です)
●届出期限	雇入れの場合は翌月10日まで。 (雇用保険の取得届の提出期限と同様です)

## ●雇用保険被保険者資格取得届の見本

<p>様式第2号 雇用保険被保険者資格取得届</p> <p>被保険者番号 13101</p> <p>1. 被保険者番号</p> <p>2. 取得区分 (新規) (2.再取得)</p> <p>3. 氏名欄</p> <p>3. 被保険者氏名</p> <p>4. 変更後の氏名</p> <p>5. 性別 (1男) (2女)</p> <p>6. 生年月日</p> <p>7. 事業所番号</p> <p>8. 被保険者となったことの原因</p> <p>9. 新規/新規・雇用(学年) 2.新規(その他) 3.日雇からの切替 4.その他 5.出向元への復帰等(65歳以上)</p> <p>10. 公記共職業安定所欄</p> <p>11. 取得時被保険者種類 (1)一般 (2)短期雇用 (3)有期契約 (4)請負労働 (5)非効率雇用 (6)船員 (7)その他</p> <p>12. 番号複数取得チェック不要 (1)有 (2)無</p> <p>13. 取得時被保険者種類 (1)一般 (2)短期雇用 (3)有期契約 (4)請負労働 (5)非効率雇用 (6)船員 (7)その他</p> <p>14. 番号複数取得チェック不要 (1)有 (2)無</p> <p>15. 契約期間の定め (1)有 (2)無</p> <p>16. 1週間の所定労働時間 ( )時間( )分</p> <p>17. 事業所名</p> <p>雇用保険法施行規則第6条第1項の規定により上記のとおり届けます。</p>	<p>備考欄に「国籍・地域」や「在留資格」などを記入してハローワークに提出することにより、雇用対策法第28条に規定する外国人雇用状況の雇入れの届出を行ったことになります。</p> <p>18. 備考欄</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国籍・地域</th> <th>在留資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>在留期間</td> <td>資格外活動許可の有無</td> </tr> <tr> <td>西暦 年 月 日まで</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td colspan="2">派遣・請負労働者として主として17以外の事業所で就労する場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>18. 備考欄</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国籍・地域</th> <th>在留資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>在留期間</td> <td>資格外活動許可の有無</td> </tr> <tr> <td>西暦 年 月 日まで</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td colspan="2">派遣・請負労働者として主として17以外の事業所で就労する場合</td> </tr> </tbody> </table>	国籍・地域	在留資格	在留期間	資格外活動許可の有無	西暦 年 月 日まで	有・無	派遣・請負労働者として主として17以外の事業所で就労する場合		国籍・地域	在留資格	在留期間	資格外活動許可の有無	西暦 年 月 日まで	有・無	派遣・請負労働者として主として17以外の事業所で就労する場合	
国籍・地域	在留資格																
在留期間	資格外活動許可の有無																
西暦 年 月 日まで	有・無																
派遣・請負労働者として主として17以外の事業所で就労する場合																	
国籍・地域	在留資格																
在留期間	資格外活動許可の有無																
西暦 年 月 日まで	有・無																
派遣・請負労働者として主として17以外の事業所で就労する場合																	

## ①の2 雇用保険の被保険者となる外国人の場合 (雇用保険被保険者資格喪失届)

●届出事項	①氏名 ②在留資格 ③在留期間 ④生年月日 ⑤性別 ⑥国籍・地域 ⑦離職に係る事業所の名称および所在地など、喪失届に記載が必要な事項
●届出方法	雇用保険被保険者資格喪失届の「14.備考欄」に以下を記載することで、外国人雇用状況も届け出ることができます。 ①在留資格 ②在留期間 ③国籍・地域
●届出先	雇用保険の適用を受けている事業所を管轄するハローワーク（公共職業安定所）に届け出てください。 (雇用保険喪失届を届け出るハローワークと同様です)
●届出期限	離職の場合は翌日から起算して10日以内。 (雇用保険の喪失届の提出期限と同様です)

#### ●雇用保険被保険者資格喪失届の見本

**裏面**備考欄に「国籍・地域」や「在留資格」などを記入してハローワークに提出することにより、雇用対策法第28条に規定する外国人雇用状況の離職の届出を行ったことになります。

■ 株式第4号		雇用保険被保険者		資格喪失届 氏名変更届	標準 件番号 0123456789
(必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。)					
※ 損保種別 		1. 被保険者番号 <input type="text"/>		2. 事業者番号 <input type="text"/>	
				3. 諸所得年月日 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月	
管理区分 被保険者氏名 <input type="text"/>		性別 <input checked="" type="radio"/> 1 男 <input type="radio"/> 2 女		生年月日 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	
事業所名稱 <input type="text"/>				取得地被保険者種類 <input type="checkbox"/> 1210 (1年) <input type="checkbox"/> 1215 (2年) <input type="checkbox"/> 高額費 (3年)	
4. 期間年月日 		5. 営業外の理由 <input type="checkbox"/> 1 営業外の理由 <input type="checkbox"/> 2 会社の解散 <input type="checkbox"/> 3 事業主の債務による廃業		6. 被保険者交付希望 <input type="checkbox"/> 1 有 <input type="checkbox"/> 2 無	
8. 新氏名 <input type="text"/>		フリガナ(カタカナ) <input type="text"/>		7. 営業外被保険者種類 <input type="checkbox"/> 87. 営業外被保険者種類 <input type="checkbox"/> 9 担保採用予定の有無 <input type="checkbox"/> 10 空白無	
10. 被保険者の住所又は戸所 <input type="text"/>					
11. 被保険者でなくなったこと の原因又は氏名変更年月日 <input type="text"/>					
12. 1週間の所定期間 分 前 後 時 間 ( ) 時間 ( ) 分		13. 諸所得年月日現在の 1週間の所定期間 分 前 後 時 間 ( ) 時間 ( ) 分			

※ 備 考	14. 国籍・地域	在留資格	記入欄、第14項第1項の規定により、上記のとおり届けます。 平成 年 月 日 記名押印又は署名 印 公共職業安定所長 約																												
	在留期間																														
	西暦	年	月	日	まで																										
	<input type="checkbox"/> 派遣・請負労働者として主として 2以外の事業所で就労していた場合																														
安 定 考 定 者 所 欄	確認通知			平成 年 月 日																											
	新 長 人	次 長 人	課 長 人	係 長 人	保 作 者 人																										
<b>裏面</b> <table border="1"> <tr> <td>就労地行</td> <td>氏 名</td> <td>電話番号</td> <td>印</td> </tr> <tr> <td colspan="2">14. 国籍・地域</td> <td>在留資格</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">備 考</td> <td colspan="3">在留期間</td> </tr> <tr> <td>西暦</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>まで</td> </tr> <tr> <td colspan="5"> <input type="checkbox"/> 派遣・請負労働者として主として 2以外の事業所で就労していた場合         </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安 定 考 定 者 所 欄</td> <td colspan="3">確認通知</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> </table>					就労地行	氏 名	電話番号	印	14. 国籍・地域		在留資格		備 考	在留期間			西暦	年	月	日	まで	<input type="checkbox"/> 派遣・請負労働者として主として 2以外の事業所で就労していた場合					安 定 考 定 者 所 欄	確認通知			平成 年 月 日
就労地行	氏 名	電話番号	印																												
14. 国籍・地域		在留資格																													
備 考	在留期間																														
	西暦	年	月	日	まで																										
<input type="checkbox"/> 派遣・請負労働者として主として 2以外の事業所で就労していた場合																															
安 定 考 定 者 所 欄	確認通知			平成 年 月 日																											

## ②雇用保険の被保険者でない外国人の場合 (外国人雇用状況届出書<く様式第3号>)

●届出事項	①氏名 ②在留資格 ③在留期間 ④生年月日 ⑤性別 ⑥国籍・地域 ⑦資格外活動許可の有無 ⑧雇入れ又は離職年月日 ⑨雇入れ又は離職に係る事業所の名称、所在地等 ※⑦については雇入れ時の届出事項です。
●届出方法	外国人雇用状況届出書(様式第3号)に、上記①~⑨の届出事項を記載して届け出てください。届出様式はハローワークの窓口で配布しているほか、厚生労働省ホームページからダウンロードすることもできます。 <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin-koyou/07.html">http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin-koyou/07.html</a>
●届出先	当該外国人が勤務する事業所施設(店舗、工場など)の住所を管轄するハローワークに届け出てください。
●届出期限	雇入れ、離職の場合ともに翌月の末日まで。

### ●外国人雇用状況届出書の見本

(日本工業規格 A4判)

様式第3号(第1回係関係)(表面)

雇 入 れ  
職 位

に係る 外国人雇用状況届出書

●届出事項の記入欄  
19年10月1日時点での雇い入れている者

フリガナ(カタカナ) ①外国人の氏名 (ローマ字又は漢字)	姓	名	ミドルネーム
②③の者の在留資格		③④の者の在留期間 (期限) (西暦)	年 月 日 まで
⑤の者の生年月日 (西暦)	年 月 日	⑥の者の性別	1 男 · 2 女
⑦の者の国籍・地域		⑧の者の資格外 活動許可の有無	1 有 · 2 無

雇入れ年月日  
(西暦) 年 月 日 離職年月日  
(西暦) 年 月 日

必要事項を記入

雇用対策法施行規則第 の規定により上記のとおり届けます。

平成 年 月 日

事業主	雇入れ又は離職に係る事業所 (名称) (所在地) 主たる事務所 (名称) (所在地)	雇用保険適用事業所番号 □□□-□□□□-□
		この者が主として就労する地 方の労働行政機関に交付する番号 □
		TEL
		TEL
	氏名	印

公共職業安定所長 殿

## ●届出事項の確認方法

外国人雇用状況の届出に際しては、外国人労働者の在留カードまたは旅券（パスポート）などの提示を求め、届け出る事項を確認してください。

また、「留学」や「家族滞在」などの在留資格の外国人が資格外活動許可を受けて就労する場合は、在留カードや旅券（パスポート）または資格外活動許可書などにより、資格外活動許可を受けていることを確認してください。

なお、事業主の方が外国人労働者の在留資格等の確認を行う必要がありますが、在留カード等のコピーをハローワークに提出する必要はありません。

① 氏名	日常生活で使用している通称名ではなく、必ず本名を記入してください。在留カードの①「氏名」欄には、姓、名、ミドルネームの順で記載されています。3つ目以降に記載されているものはすべてミドルネームです。
② 在留資格	在留カードの②「在留の資格」または旅券（パスポート）面の上陸許可証印（※1）に記載されたとおりの内容を記入してください。在留資格が「特定活動」の場合には、通常、旅券に添付されている指定書（※2）で活動類型を確認し、届出用紙の在留資格記載欄に、以下のいずれかを記載してください。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定活動（ワーキングホリデー）</li> <li>● 特定活動（EPA）</li> <li>● 特定活動（高度学術研究活動）</li> <li>● 特定活動（高度専門・技術活動）</li> <li>● 特定活動（高度経営・管理活動）</li> <li>● 特定活動（高度人材の就労配偶者）</li> <li>● 特定活動（建設分野）</li> <li>● 特定活動（造船分野）</li> <li>● 特定活動（外国人調理師）</li> <li>● 特定活動（ハラール牛肉生産）</li> <li>● 特定活動（その他）</li> </ul>
③ 在留期間	在留カードの③「在留期間」欄に記載された日付または旅券（パスポート）面の上陸許可証印（※1）に記載されたとおりの内容を記入してください。
④ 生年月日 ⑤ 性別 ⑥ 国籍・地域	在留カードまたは旅券（パスポート）面の該当箇所を転記してください。
⑦ 資格外活動許可の有無	資格外活動許可を得て就労する外国人の場合は、在留カード裏面の⑦「資格外活動許可欄」や資格外活動許可書（※3）または旅券（パスポート）面の資格外活動許可証印（※4）等で資格外活動許可の有無、許可の期限、許可されている活動の内容をご確認ください。

在留カード例（表面）



在留カード例（裏面）



※1 上陸許可証印



※2 指定書



※3 資格外活動許可書



※4 資格外活動許可証印



## ● 「在留カード」について

出入国管理および難民認定法の改正により、平成24年7月9日から新しい在留管理制度が始まりました。新しい制度の開始に伴い、中長期在留者（※5）に「在留カード」が交付されます。

※新しい在留管理制度については、以下のホームページをご覧ください。

法務省 入国管理局 新しい在留管理制度がスタート！[http://www.immi-moj.go.jp/newimmiaact\\_1/index.html](http://www.immi-moj.go.jp/newimmiaact_1/index.html)

※5 中長期在留者とは、以下のいずれにもあてはまらない人です。

- ①「3月」以下の在留期間が決定された人
- ②「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③「外交」または「公用」の在留資格が決定された人等
- ④特別永住者
- ⑤在留資格を有しない人

## ● 「外国人登録証明書」は、一定の期間、在留カードとみなされます

平成24年7月9日をもって、外国人登録制度が廃止されました。

ただし、中長期在留者が所持する「外国人登録証明書」は、一定の期間、在留カードとみなされますので、その人が引き続き外国人登録証明書を所有している場合は、外国人登録証明書等によって必要な届出事項を確認してください。

### 「外国人登録証明書」が在留カードとみなされる期間

平成24年7月9日時点において、本人が有する在留資格およびその年齢により、「外国人登録証明書」が在留カードとみなされる期間は、以下のようになります。

永住者	16歳以上の人・・・平成27年7月8日まで
	16歳未満の人・・・平成27年7月8日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで
特定活動（注） （注）特定研究活動等により「5年」の在留期間が付与されている人に限ります。	16歳以上の人・・・在留期間の満了日または平成27年7月8日のいずれか早い日まで
	16歳未満の人・・・在留期間の満了日、平成27年7月8日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで
それ以外の在留資格	16歳以上の人・・・在留期間の満了日
	16歳未満の人・・・在留期間の満了日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで

### ①氏名

### ②在留資格

P.6の②に準じて記入してください。

### ③在留期間

右図③に記載された在留期間（満了の日）を記入してください。なお、外国人登録証明書には「次回確認（切替）申請期間」が赤字で記載されていますが、これは在留期間（期限）ではありませんので、間違えないようご注意ください。

### ④生年月日

### ⑤性別

### ⑥国籍・地域

※資格外活動許可の有無については、資格外活動許可書（P6※3）または旅券（パスポート）面の資格外活動許可証印（P6※4）等で資格外活動許可の有無、許可の期限、許可されている活動の内容をご確認ください。

### 外国人登録証明書



# 外国人の雇用に関するQ&A

●募集・採用時において	
Q1 外国人を募集したい場合にどのような点に気をつければ良いのでしょうか。	A1 求人の募集の際に、外国人のみを対象とすることや、外国人が応募できないという求人を出すことはできません。国籍を条件とするのではなく、スキルや能力を条件として求人を出してください。 また、面接時の在留資格等の確認においては口頭で行うこととし、採用が決まり次第、在留カード等の提示を求めるようにしてください。
Q2 面接の結果、外国人を雇用しようと考えていますが、どのような点に気をつければよいのでしょうか。	A2 外国人を雇用する場合は、その外国人が就労可能な在留資格を付与されているか確認する必要があります。就労可能な在留資格については、14ページから15ページを参照してください。 また、採用決定後に在留カード等の提示を求める場合には、個人情報であることに十分留意していただいた上で、確認することとしてください。
●外国人雇用状況の届出について	
Q3 雇入れの際、氏名や言語などから、外国人であるとは判断できず、在留資格などの確認・届け出をしなかった場合、どうなりますか。	A3 在留資格などの確認は、通常の注意力をもって、雇い入れようとする人が外国人であると判断できる場合に行ってください。氏名や言語によって、その人が外国人であると判断できなかったケースであれば、確認・届け出をしなかったからといって、法違反を問われることにはなりません。
Q4 外国人であると容易に判断できるのに届け出なかった場合、罰則の対象になりますか。	A4 指導、勧告の対象になるとともに、30万円以下の罰金の対象とされています。
Q5 雇用保険の被保険者とならない短期のアルバイトとして雇い入れた外国人が、届出期限前に離職した場合、雇入れと離職の届け出をまとめて行うことはできますか。	A5 まとめて行うことが可能です。様式中に、雇入れ日と離職日の双方を記入して届け出してください。
Q6 届出期限内に同一の外国人を何度か雇い入れた場合、複数回にわたる雇入れ・離職をまとめて届け出ることはできますか。	A6 まとめて行うことが可能です。届出様式は、雇入れ・離職日を複数記入できるようになっていますので、それぞれの雇入れ・離職日を記入して提出してください。
Q7 留学生が行うアルバイトも届け出の対象となりますか。	A7 対象となります。届け出に当たっては、資格外活動許可を得ていることも確認してください。
●社会保険などについて	
Q8 外国人を雇用した場合、社会保険や労働保険に加入させなければいけませんか。	A8 雇用保険については、原則として、国籍を問わず日本人と同様に適用されます。健康保険等の社会保険や労災保険については、外国人労働者も日本人と同様に適用になります。



ご不明な点などは、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお気軽にお問い合わせください。